

平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成16年4月1日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第1号に規定される事後評価の対象は、以下のとおりとする。

ア 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用

- (ア) 独占禁止法違反行為に対する措置
- (イ) 企業結合に関する措置
- (ウ) 下請法違反行為に対する措置
- (エ) 景品表示法違反行為に対する措置
- (オ) 独占禁止法に基づく審判手続

イ 公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止

独占禁止法等の広報活動

(2) 法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第2号に規定される事後評価の対象は該当がない。

(3) 法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象

法第7条第2項第3号に規定される事後評価の対象は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする。（計画内容は別紙参照）

- (1) 評価対象
- (2) 目的・目標

- (3) 具体的内容
施策の趣旨，関連する法制等を記す。
- (4) 評価対象期間
- (5) 評価の実施時期
評価対象期間終了後，評価作業を行う時期を記す。
- (6) 評価の方法
 - ア 評価の方式（実績評価，総合評価，事業評価の別）
 - イ 指標・分析の方法
- (7) 担当課等
評価対象を所管する課等が複数にわたるときは，取りまとめ課等を記す。

評価対象 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 独占禁止法違反行為に対する措置	
目的・目標 独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
具体的内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い，違反事実が認められた場合には，違反行為の排除のために必要な措置を講ずる。また，価格カルテル，入札談合等については，課徴金の納付を命ずる。	
評価対象期間 平成15年度	評価の実施時期 平成16年6月
評価の方法 【評価の方式】 実績評価 【指標・分析の方法】 独占禁止法に違反する行為に対する措置について，事件処理件数，処理期間等の事件処理状況を指標とし，これらの措置が適正に行われたか，有効かつ効率的に行われたか，改善すべき課題はないかなどの観点から，評価を実施する。	
(担当課等) 審査局管理企画課	

評価対象 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 - 企業結合に関する措置 -	
目的・目標 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
具体的内容 一定規模以上の企業結合行為（株式所有，合併，営業譲渡等）について，報告，届出の義務を課す。	
評価対象期間 平成15年度	評価の実施時期 平成16年6月
評価の方法 【評価の方式】 実績評価 【指標・分析の方法】 届出・報告等のあった企業結合行為について，処理件数，企業結合計画の詳細審査の期間等の企業結合審査状況を指標とし，これらの処理が適切に行われているか，有効かつ効果的に行われたかなどの観点から評価を実施する。	
（担当課等） 経済取引局企業結合課	

<p>評価対象 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 下請法違反行為に対する措置</p>	
<p>目的・目標 親事業者による下請代金の支払遅延，減額等に対して厳正かつ積極的に対処し，これらの行為を取りやめさせることにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	
<p>具体的内容 下請法違反行為を発見するために所要の調査を行い，違反事実が認められた場合には，違反行為を取りやめさせるために必要な措置を講ずる。</p>	
<p>評価対象期間 平成15年度</p>	<p>評価の実施時期 平成16年6月</p>
<p>評価の方法 【評価の方式】 実績評価</p> <p>【指標・分析の方法】 下請法違反行為に対する措置について，定期調査の状況，事件処理件数等の事件処理状況を指標とし，これらの措置が適正に行われたか，有効かつ効率的に行われたか，改善すべき課題はないかなどの観点から，評価を実施する。</p>	
<p>(担当課等) 経済取引局取引部下請取引調査室</p>	

<p>評価対象</p> <p>公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 景品表示法違反行為に対する措置</p>	
<p>目的・目標</p> <p>景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持促進する。</p>	
<p>具体的内容</p> <p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い、違反事実が認められた場合には、違反行為の排除のために必要な措置を講ずる。</p>	
<p>評価対象期間</p> <p>平成15年度</p>	<p>評価の実施時期</p> <p>平成16年6月</p>
<p>評価の方法</p> <p>【評価の方式】 実績評価</p> <p>【指標・分析の方法】 景品表示法に違反する行為に対する措置について、事件処理件数、排除命令を行った事件の処理期間等の事件処理状況を指標とし、これらの措置が適正に行われたか、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から評価する。</p> <p>(担当課等) 経済取引局取引部景品表示監視室</p>	

<p>評価対象 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 独占禁止法に基づく審判手続</p>	
<p>目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル,談合や不公正な取引方法に対して厳正かつ積極的に対処し,これらを排除することにより,独占禁止法違反行為を無くし,公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	
<p>具体的内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査を行い,違反事実が認められた場合には,違反行為の排除のために必要な措置を講じ,また,価格カルテル,入札談合等については,課徴金の納付を命ずるが,これらに不服がある旨の申し出があった場合には審判を行う。</p>	
<p>評価対象期間 平成15年度</p>	<p>評価の実施時期 平成16年6月</p>
<p>評価の方法 【評価の方式】 実績評価</p> <p>【指標・分析の方法】 独占禁止法に基づく審判手続について,審判件数,処理期間等の審判の処理状況を指標とし,これらの措置が適正に行われたか,有効かつ効率的に行われたかなどの観点から評価する。</p>	
<p>(担当課等) 官房総務課審決訟務室</p>	

<p>評価対象 公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化，独占禁止法等の違反行為の未然防止 独占禁止法等の広報活動</p>	
<p>目的・目標 独占禁止法等を国民に周知することにより，違反行為を未然に防止し，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	
<p>具体的内容 独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため，独占禁止法等や公正取引委員会の活動について，広く国民に周知する。</p>	
<p>評価対象期間 平成15年度</p>	<p>評価の実施時期 平成16年6月</p>
<p>評価の方法 【評価の方式】 事業評価</p> <p>【指標・分析の方法】 独占禁止法等の広報活動について，広報の受け手側の独占禁止法等に対する理解度，新聞報道量等の広報活動状況を指標とし，これらの措置が適正に行われたか，有効かつ効率的に行われたかなどの観点から評価する。</p>	
<p>(担当課等) 官房総務課</p>	